

防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第二条関係）	2
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第三条関係）	16
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第四条関係）	20
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（第五条関係）	21
○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百十六号）（第六条関係）	23
○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（第七条関係）	25
○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（附則第四条関係）	26
○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第五条関係）	27

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十四万九千七百六十七人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千四百五十二人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万七千七人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>二千九百九十三人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百四十三人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>	<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万二千四十五人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千四百十四人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百七十六人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千七百三十二人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百九十四人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百七人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 部隊</p> <p>第一節〜第三節（略）</p> <p>第四節 共同の部隊の組織及び編成（第二十一条の二・第二十一条の三）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章〜第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（陸上総隊司令官）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛大臣は、第六章に規定する行動、<u>第一百条の五第一項に規定する国賓等の輸送、防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち運用に係るものその他の自衛隊の運用に関し、陸上自衛隊の部隊の円滑な任務遂行を図る必要がある場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官に一部指揮させることができる。</u></p> <p>第四節 共同の部隊の組織及び編成</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 部隊</p> <p>第一節〜第三節（略）</p> <p>第四節 共同の部隊（第二十一条の二）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章〜第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（陸上総隊司令官）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛大臣は、第六章に規定する行動<u>その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。</u></p> <p>第四節 共同の部隊</p>

(編成)

第二十一条の二 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として統合作戦司令部を置く。

2 前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

3 前二項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(統合作戦司令官)

第二十一条の三 統合作戦司令部の長は、統合作戦司令官とする。

2 統合作戦司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、統合作戦司令部の隊務を統括する。

3 防衛大臣は、第六章に規定する行動、第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送、防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち運用に係るものその他の自衛隊の運用に関し、統合運用による円滑な任務遂行を図る必要がある場

(新設)

第二十一条の二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

2 前項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(新設)

合には、自衛隊の部隊の全部又は一部を統合作戦司令官に一部指揮させることができる。

(特別の事務)

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務について統合作戦司令官、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。)を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させ

(特別の事務)

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務について陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。)を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させ

る場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する
ときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させるこ
とが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防
衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員を採用す
ることができる。

一 当該専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を
要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従
事させることが適任と認められる隊員を部内で確保すること
が一定の期間困難である場合

二・三 (略)

第三十六条の三 前条各項の規定により採用される隊員の任期は
、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて隊員を採用する
場合には、当該隊員にその任期を明示しなければならない。

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により
任期を定めて採用された隊員（次条において「任期付隊員」と
いう。）の任期が五年に満たない場合にあつては、防衛大臣の
承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、
その任期を更新することができる。

2 (略)

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた
官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識

る場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する
ときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させるこ
とが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防
衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の
隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する自衛官以外の隊員の育成に
相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とさ
れる業務に従事させることが適任と認められる自衛官以外の
隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二・三 (略)

第三十六条の三 前条各項の規定により採用される自衛官以外の
隊員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて自衛官以外の隊
員を採用する場合には、当該自衛官以外の隊員にその任期を明
示しなければならない。

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により
任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（次条において「任
期付隊員」という。）の任期が五年に満たない場合にあつては
、防衛大臣の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲
内において、その任期を更新することができる。

2 (略)

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた
官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識

見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、防衛大臣の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 自衛官(陸士長等、海士長等、空士長等及び第三十条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2~4 (略)

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年(その任用期間が満了した時に年齢六十二年に達している者にあつては、三年を超えない範囲内で防衛大臣が別に定める期間)を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

3・4 (略)

見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職(自衛官をもつて充てることとされるものを除く。以下この条において同じ。)に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、防衛大臣の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 自衛官(陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2~4 (略)

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

3・4 (略)

(準用)

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「年齢六十二年」とあるのは「第四十五条第二項の規定により階級ごとに政令で定める年齢から三年を減じた年齢」と、「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第二項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第二項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で防衛大臣の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練の全てを修了するものとする。ただし、防衛大臣又はその委任を受けた者は、当該期限後二年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、二年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前項の防衛大臣の定める期限の末日（同項ただし書の規定により当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の末日）又は前条第一項に規定する教育訓練の全てを修了した日のいずれか早い日までとする。

(後方支援活動等)

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一・二 (略)

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する物品の提供

四 (略)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で防衛大臣の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、防衛大臣又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前項の防衛大臣の定める期限の末日（同項ただし書の規定により当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の末日）又は前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した日のいずれか早い日までとする。

(後方支援活動等)

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一・二 (略)

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊に対する物品の提供

四 (略)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定

める活動を行わせることができる。

一（三）（略）

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する役務の提供

五（略）

第九十一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官（主として海において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官を含む。以下この章において同じ。）の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官（主として海において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官を含む。以下この章において同じ。）の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第

める活動を行わせることができる。

一（三）（略）

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊に対する役務の提供

五（略）

第九十一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」と

七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3 (略)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校に在学する学生又は生徒で、政令で定める学術を現に専攻し、又は専攻しようとする者であつて、学士、修士若しくは博士の学位（同法第四百四条に規定する学位をいう。）又はこれらに相当するものとして政令で定めるものを取得し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 5 (略)

(インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の十七 (略)

(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供)

第一百条の十八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるドイツ軍隊（ドイツの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該ドイツ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

あるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3 (略)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（大学院を含む。）に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 5 (略)

(インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の十七 (略)

(新設)

- 一 自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するドイツ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するドイツ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するドイツ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するドイツ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）
- 二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うドイツ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの
- 四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在

- して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にいる自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するドイツ軍隊
- 九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりドイツ内にあるドイツ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うドイツ軍隊
- 2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げるドイツ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該ドイツ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。
- 3 | 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるドイツ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるドイツ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるドイツ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（削る）

（新設）

（船舶法等の適用除外）

第百九条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶（水

(船舶法等の適用除外)

第九十九条 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）の規定は、自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下この条から第一百一十一条までにおいて同じ。）については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

(削る)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外)

第一百十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り

陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。）については、適用しない。

2 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下この章において同じ。）の使用する船舶については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

3 陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外)

第一百十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

2 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員

組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

(自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第百十一条 防衛大臣は、自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

別表第二(第十九条関係)

地方隊の名称	地方 名 称	地方 総 監 部
(略)	(略)	(略)
舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部	舞鶴市
(略)	(略)	(略)

又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

(陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第百十一条 防衛大臣は、陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

別表第二(第十九条関係)

地方隊の名称	地方 名 称	地方 総 監 部
(略)	(略)	(略)
舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部	舞鶴市
大湊地方隊	大湊地方総監部	むつ市
(略)	(略)	(略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第三条関係）
 ※「現行」は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十八号）による改正後のもの（令和六年四月一日から施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（俸給）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自衛隊法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）である事務官等には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項本文の規定にかかわらず、<u>特定任期付職員である自衛官には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</u>第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。</p> <p>6（略）</p> <p>（号俸の決定基準等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 医師又は歯科医師である自衛官（<u>特定任期付職員である自衛官及び次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。</u>次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、</p>	<p>（俸給）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5（略）</p> <p>（号俸の決定基準等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 医師又は歯科医師である自衛官（<u>次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。</u>次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与</p>

前項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4・5 (略)

第六条の二 (略)

2 防衛大臣は、特定任期付職員である事務官等について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

3 防衛大臣は、特定任期付職員である自衛官について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第五項及びこの条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第二の陸将、海将及び空将の欄の八号俸の額未満の額に限る。）又は同欄の八号俸の額に相当する額とすることができる。

法第八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4・5 (略)

第六条の二 (略)

2 防衛大臣は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

(新設)

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）及び第十八条、第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、特定任期付職員及び第一号任期付研究員には適用しない。

4・5 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七條 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 (略)

2 (略)

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、特定任期付職員及び第一号任期付研究員には適用しない。

4・5 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七條 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政

令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>25（略）</p>	<p>（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ又はインドの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>25（略）</p>

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮若しくは人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等又は装備品等（装備品、船舶、航空機及び需品をいう。次条第二項第八号において同じ。）の共同開発等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第十一号から第十四号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施</p> <p>九 前号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練</p> <p>十 前二号に掲げる業務の管理</p> <p>十一～十四（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。</p> <p>一～七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>八～十一（略）</p>

3

(略)

3

(略)

○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）（第六条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊（主として海において行動する同法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊（第十八条において「共同の部隊」という。）を含む。次条第六号、第四条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（船上検査の実施）</p> <p>第十八条 艦長等は、前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた船舶が停止したときは、海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官（共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸尉、</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（船上検査の実施）</p> <p>第十八条 艦長等は、前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた船舶が停止したときは、海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官を当該船舶に乗り込ませ、第二十条から第二十二条までの</p>

三等海尉又は三等空尉以上の自衛官を含む。第三十条において同じ。）を当該船舶に乗り込ませ、第二十条から第二十二条までの規定による検査（以下「船上検査」という。）を行わせるものとする。

規定による検査（以下「船上検査」という。）を行わせるものとする。

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十二年法律第五十五号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海賊対処行動時の自衛隊の権限）</p> <p>第八条 海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官（主として海において行動する自衛隊法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでい る三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官を含む。）の職務の執行について準用する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（海賊対処行動時の自衛隊の権限）</p> <p>第八条 海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）内における高圧ガス</p> <p>2 四く九 （略） （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス</p> <p>2 四く九 （略） （略）</p>

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員、防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第六項の規定の適用を受ける職員</p> <p>四〜十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員、防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第五項の規定の適用を受ける職員</p> <p>四〜十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>